

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	新富町

## 新富町鳥獣被害防止計画

< 連絡先 >

担当部署名 産業振興課  
所在地 新富町大字上富田7491番地  
電話番号 0983-33-6034  
FAX番号 0983-33-4862  
メールアドレス [kuroki-527@town.shintomi.lg.jp](mailto:kuroki-527@town.shintomi.lg.jp)

(注)1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。

2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	サル、イノシシ、シカ、アナグマ、カラス、カルガモ、ドバト、カワウ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	宮崎県新富町

(注)1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和6年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		面積 (ha)	金額 (千円)
イノシシ	水稲	0.76	794
	サツマイモ	0.24	342
	飼料作物	0.11	65
	合計	1.11	1,201
シカ	飼料作物	0.05	27
	サツマイモ	0.04	48
	合計	0.09	75
サル	スイートコーン	0.30	200
	ダイコン	0.80	520
	サツマイモ	0.52	543
	合計	1.62	1,263
アナグマ	メロン	0.02	200
	スイートコーン	0.15	681
	サツマイモ	0.04	86
	合計	0.21	967
カラス、カルガモ、ドバト、カワウ	令和6年度被害なし		
	合計	0.00	0
	合計	0.00	0

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2)被害の傾向

イノシシ・・・従来は山間地を中心に被害が発生していたが、近年では里まで下りてくる傾向にあり、主に甘藷や野菜等へ恒常的な被害が発生している。  
 シカ・・・・・・従来は山間地を中心に被害が発生していたが、近年では里まで下りてくる傾向にあり、主に甘藷や飼料作物等へ恒常的な被害が発生している。  
 サル・・・・・・山間地に生息し、山際の集落で被害が大きい。特に、甘藷やスイートコーン等へ恒常的な被害が発生している。  
 アナグマ・・・町内一円に生息しており、近年出没が多くなり、主に野菜等への食害被害が増加している。  
 カラス、カルガモ、ドバト、カワウ・・・カラス、カルガモ、ドバトでは、主に麦、イネ、野菜の被害が発生している。カワウの水産被害は、現時点で確認されていないが近隣市町村で被害が確認されており、本町への飛来も懸念される。

(注)1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。  
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3)被害の軽減目標

指 標	現状値(令和6年度)		目標値(令和10年度) [5%削減]	
	面積 (ha)	金額 (千円)	面積 (ha)	金額 (千円)
イノシシ	1.11	1,201	1.05	1,140
シカ	0.09	75	0.08	71
サル	1.62	1,263	1.53	1,199
アナグマ	0.21	967	0.19	918
カラス、カルガモ、ドバト、カワウ	0.00	0	0.00	0

(注)1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。  
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4)従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>有害鳥獣捕獲班及び野生猿特別捕獲班を編成</li> <li>休日を中心に銃器と罠による捕獲活動を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>捕獲班員の高齢化</li> <li>捕獲班員の減少</li> <li>集落周辺での捕獲活動</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組		<ul style="list-style-type: none"> <li>防護柵の普及啓発</li> </ul>
生息環境管理に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>放任果樹や農作物の収穫残渣の除去の必要性等の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業者の高齢化や担い手不足により、放任果樹や耕作放棄地等が増加している。</li> </ul>

(注)1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。  
 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動について記入する。  
 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について、記入する。

### (5) 今後の取組方針

出没情報、被害発生地点、捕獲実績等をGISにより一元管理・可視化し、被害集中区域の分析を行うことで、わな設置箇所や侵入防止柵整備箇所の最適化を図り、捕獲効率の向上及び巡回負担の軽減を図る。さらに、地域住民からの通報情報の迅速な共有体制を整備し、関係機関との連携を強化することで初動対応の迅速化を図る。

担い手対策としては、新規狩猟者の確保・育成に継続的に取り組むとともに、講習会の開催や実践的技術指導により捕獲技術の向上を図る。加えて、活動実績の見える化を進め、地域全体で被害対策を支える仕組みづくりを推進する。

これらの取組をPDCAサイクルに基づき検証し、被害軽減目標の達成に向けて実効性の高い対策を継続的に実施する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

新富町有害鳥獣対策協議会が編成する、野生猿特別捕獲班(3名)、有害鳥獣捕獲班(30名)に巡回及び被害防止対策に対するアドバイスを依頼して捕獲体制を構築する

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	イノシシ	従来の銃器による駆除及び罠による捕獲を実施。 捕獲補助の充実を図ることによる、捕獲数の増。 広域的な一斉捕獲の検討。 有害鳥獣捕獲班員、野生猿特別捕獲班員の確保・育成。
	シカ	
	サル	
	アナグマ カブス、カマル ガモ、ドバ	

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

##### 捕獲計画数等の設定の考え方

近年イノシシ及びシカ、サルの捕獲数が増加傾向にあるため、より捕獲に対する支援基盤を強化したうえで、一年間の有害捕獲頭数は、近年の対象鳥獣の捕獲実績(イノシシ:約45頭、シカ:約15頭、サル約15頭、アナグマ約20頭、カラス約800頭)を踏まえ、生態系に影響のない頭数及び農林作物に影響を及ぼす個体であり、生息密度の高い地域の個体を重点的に捕獲する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	45	45	45
シカ	15	15	15
サル	20	20	20
アナグマ	20	20	20
カラス カールガキ	800	800	800

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
被害の発生している地域については、1年を通じて捕獲できる体制とし、集落周辺では、罠による捕獲を実施する。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。  
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
なし

(注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。  
2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

#### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する。(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。  
2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ、シカ、ニホンザル	電気柵 10基 1,000m	電気柵 10基 1,000m	電気柵 10基 1,000m
	ネット柵	ネット柵	ネット柵
	金網柵 500m	金網柵 500m	金網柵 500m

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。  
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	現地検討、設置	現地検討、設置、柵の管理、除草指導	現地検討、設置、柵の管理、除草指導
サル	現地検討、設置	現地検討、設置、柵の管理、除草指導	現地検討、設置、柵の管理、除草指導
ニホンザル	現地検討、設置	現地検討、設置、柵の管理、除草指導	現地検討、設置、柵の管理、除草指導

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	サル イノシシ シカ アナグマ カラス カルガモ	農家からの有害鳥獣被害の連絡を受け、現場を見に行く際に、放任果樹及び残渣、草刈りの指導を行い被害防止に取り組み、狩猟免許取得職員が捕獲を実施する。
令和9年度	サル イノシシ シカ アナグマ カラス カルガモ	農家からの有害鳥獣被害の連絡を受け、現場を見に行く際に、放任果樹及び残渣、草刈りの指導を行い被害防止に取り組み、狩猟免許取得職員が捕獲を実施する。
令和10年度	サル イノシシ シカ アナグマ カラス カルガモ	農家からの有害鳥獣被害の連絡を受け、現場を見に行く際に、放任果樹及び残渣、草刈りの指導を行い被害防止に取り組み、狩猟免許取得職員が捕獲を実施する。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合

の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
新富町産業振興課	狩猟免許取得職員の有害捕獲実施、施策の立案、対策の実施、指導、周知広報、被害調査、捕獲許可等。
猟友会	野生鳥獣の分布状況把握、追払い、捕獲の実施等。
鳥獣被害対策実施隊	野生鳥獣の分布状況把握、追払い、捕獲の実施等。
鳥獣保護管理員	野生鳥獣の分布状況把握。
児湯農林振興局	情報提供、指導等。
警察	周知広報、追払い等。

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

児湯農林振興局  
猟友会  
通報者 → 新富町役場 → 鳥獣被害対策実施隊  
産業振興課 鳥獣保護管理員

(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシ、シカ・・・捕獲現場での埋設または食肉としての利活用(自家消費)  
サル、アナグマ、カラス、カルガモ、ドバト、カワウ・・・捕獲現場での埋設

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	イノシシ、シカ(自家消費)
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等 でのと体給餌、学術研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	新富町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役 割
新 富 町 産 業 振 興 課	狩猟免許取得職員の有害捕獲実施、施策の立案、対策の実施、指導、被害調査、捕獲許可等。
猟友会	野生鳥獣の分布状況把握、捕獲の実施等。
鳥 獣 保 護 管 理 員	野生鳥獣の分布状況把握。

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
児湯農林振興局	情報提供、指導等

(注) 1 関係機関欄には、対策協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

### (3)鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成24年3月23日設置。実施隊員は役場職員9名。狩猟免許取得職員の有害捕獲実施、追い払い活動、侵入防止柵の設置、被害防止のための技術指導等を行う

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

### (4)その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

### 10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

本町における鳥獣被害対策については、捕獲・防除・環境整備を三本柱とし、町、猟友会、農業関係団体及び地域住民が連携した総合的対策を推進する。

特に、町として出没情報及び捕獲実績のデータ化・可視化を図り、GISを活用した分析に基づく効率的な捕獲及び農作物被害対策を実施する。

また、新規狩猟者の確保及び育成を目的とした講習会の開催、免許取得支援等を継続するとともに、活動実績の見える化や評価制度の検討を行い、担い手の確保・定着を図る。

さらに、捕獲活動に対する地域理解を深めるための広報活動を強化し、法令遵守及び安全管理の徹底を図る。

これらの施策をPDCAサイクルに基づき継続的に検証し、実効性の高い被害防止対策を推進する。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。